

第1章
草創期
(平成2年度～7年度)

草創期（平成2年度～7年度）

[概説]

仙台港背後地土地区画整理事業は、東北地方の国際貿易や仙台都市圏の物流拠点の形成を目的としてスタートした事業である。事業計画が認可され、計画が決定したのは平成3年7月であるが、本章においては、仙台港背後地土地区画整理事業施行区域 257.1ha の都市計画が決定した平成2年度から平成7年度までの主な歩みを記す。

さて、平成2年からの歩みを概説する前に、仙台港背後地土地区画整理事業の前史を簡単に振り返る。本事業の端緒をたどると、昭和39年3月の新産業都市「仙台湾地区」指定にまでさかのぼる。その後、46年7月に仙台港が開港、57年3月には「仙台港背後地土地利用計画」が策定され、同年11月、同計画に基づく土地の先行取得に関する覚書締結するとともに仙台港背後地整備推進協議会が設置される。そして、61年2月、同協議会において背後地610haの土地利用を定め、未整備の約250haを県・市共同で土地区画整理事業により整備していく方針が決定し、事業着手へと歩み出した。

こうした前史を経て、平成2年11月16日、冒頭触れたとおり本事業の都市計画が決定し、3年4月1日、仙台港背後地土地区画整理事務所が開所。同年7月23日、事業計画が決定し、さっそく一筆地測量に着手し、10月には埋蔵文化財調査も開始された。そして、4年3月1日には土地区画整理審議会委員選挙が実施され、土地所有者15人、借地者1人の他、宮城県知事から選任された4人の学識経験者の総勢20人の委員が選ばれ、同年3月7日には第1回土地区画整理審議会が開かれた。また、法令の定めにより、同年7月7日、土地や借地権などを適正に評価できる評価員5人が知事に選任されている。なお測量作業はこの年の3月に完了し、8月、土地一筆ごとの基準地積の通知が行われた。

平成5年12月から6年1月にかけて仮換地の個別説明会が開かれ、6年2月18日、事業計画（第1回）変更が決定。同年3月31日付で、住宅地区及び一部流通業務地区の一部について第1回仮換地指定通知が行われ、5月に第2回（流通業務地区）、6月に第3回（工業地区、センター地区）と相次いで仮換地指定が実施された。

また、事業地内の住宅地区、センター地区、流通業務地区、工業地区では、それぞれの特性に見合うきめ細かな街づくりの整備を行うため、用途地域による制度に加え、平成6年8月23日に地区計画を定めた。

このように、実質的に平成2年度から動き出した仙台港背後地土地区画整理事業は、7年度にかけて、計画から具体的な街づくり事業の実施へと推移していった。

草創期に撮影した背後地上空からの航空写真



仙台港背後地（平成5年撮影）

平成2年度

▶ 仙台港背後地土地区画整理事業が都市計画決定

▶ 施行規程「仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例」が制定

▶ 背後地ニュース第1号発行

《事業内容》

平成2年度は約6千万円の事業費を執行、進捗率は約0.10%である。

主な事業内容は、土地区画整理事業の事業化に向け、調査・設計（基本設計及び事業計画書の作成業務）を行った。



地区界測量（H元年3月）

《事業計画》

国の認可取得を目指してきた仙台港背後地の開発計画。平成2年3月20日から5月17日までの間に、延べ667人（社）の事業所を含めた関係者に対する説明会を19回実施するとともに、土地区画整理事業に関する都市計画案を策定。その後、都市計画案の縦覧を行い同年11月2日開催の都市計画地方審議会の了承を得て、同年11月16日付けで土地区画整理事業の都市計画決定の告示を行う。

また、法第52条第1項及び第53条第1項※の規定により、12月、第237回宮城県議会定例会において、議第121号議案「仙塩広域都市計画仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例」が議決された。

【土地区画整理法抜粋】

（施行規程及び事業計画の決定）

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。

—以下略—

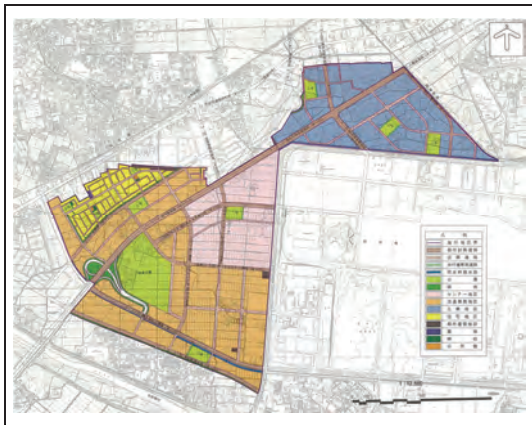
（施行規程）

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

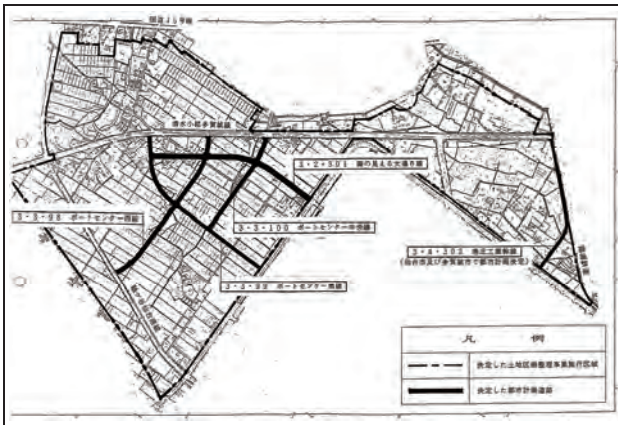
2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所の所在地

- 五 費用の分担に関する事項
- 六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項
- 七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）
- 八 その他政令で定める事項



都市計画決定した土地区画整理事業施行区域
(257.1ha)



都市計画決定した都市計画道路4路線

《土地利用》

平成2年1月から宮城県国際港都市整備課主催による「背後地整備に係る生産組合長に対する説明会」を開催。出席者は生産組合長（11組合）、仙台市農業協同組合、仙台市都市計画課である。説明会は6月にも開催されている。

主な議題は下記のとおりである。

- ① 仙台港背後地整備計画の概要
- ② 仙台港背後地整備のスケジュール
- ③ アンケート調査（H元年1月）結果の概要説明
- ④ 今後の農業経営

県では、昭和61年10月及び平成元年1月に農業経営に係る意向調査を行っており以下の概要について説明を行った。

1. 農業経営の見通し						
						単位：%
	近々やめる	徐々にやめていく	自分の代は続ける	将来とも続けたい	無回答 その他	計
第1回調査	5	21	22	14	38	100
第2回調査	12	45	25	16	2	100

2. 土地利用					
					単位：%
	すべて農地以外に利用	一部は農地他は別利用	すべて農地に利用	わからない 無回答	計
第1回調査	39	29	27	5	100
第2回調査	32	18	22	28	100

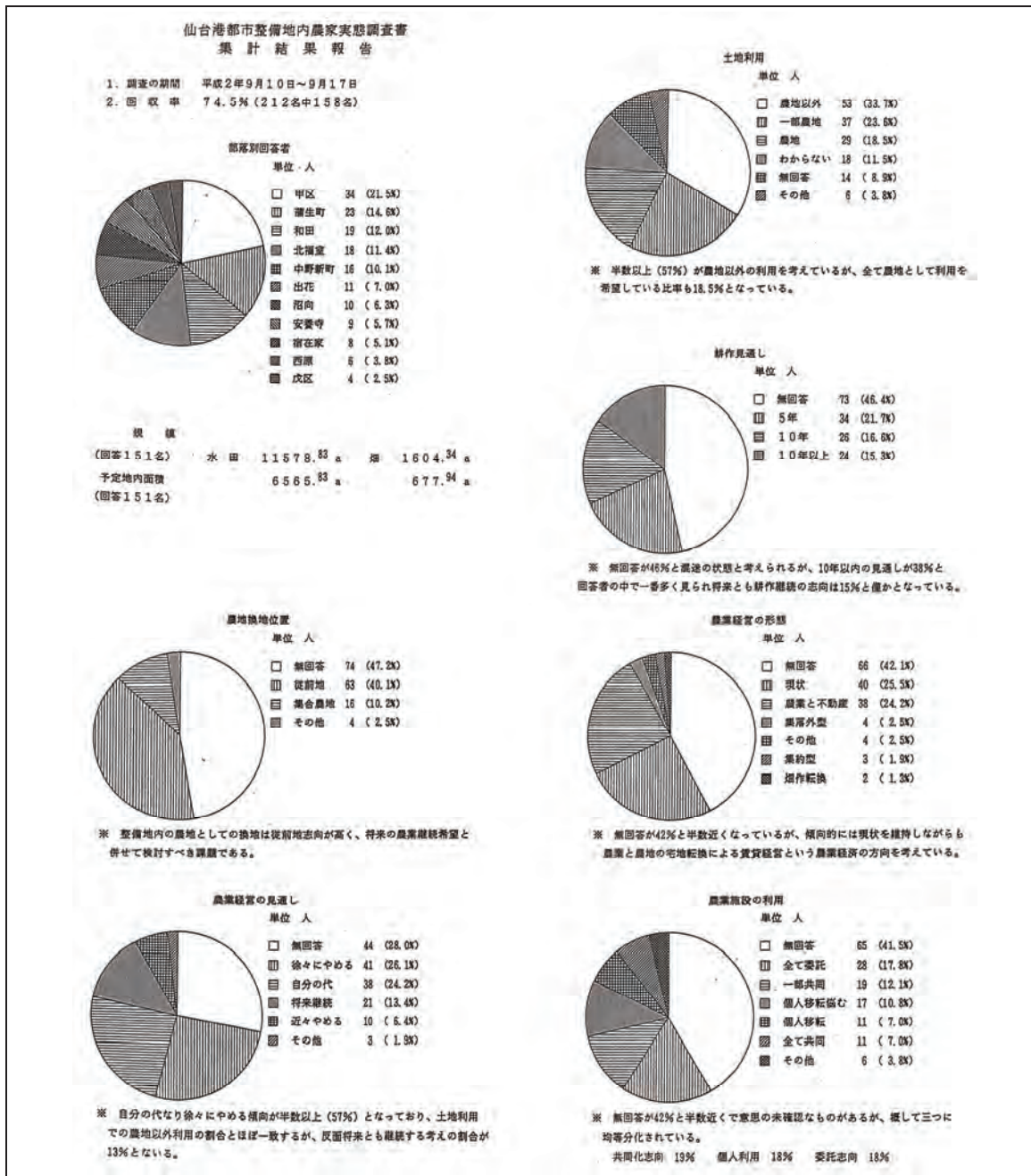
第1回調査(昭和61年10月 宮城県実施 回収率 58.5%)
第2回調査(平成元年1月 宮城県実施 回収率 51.9%)

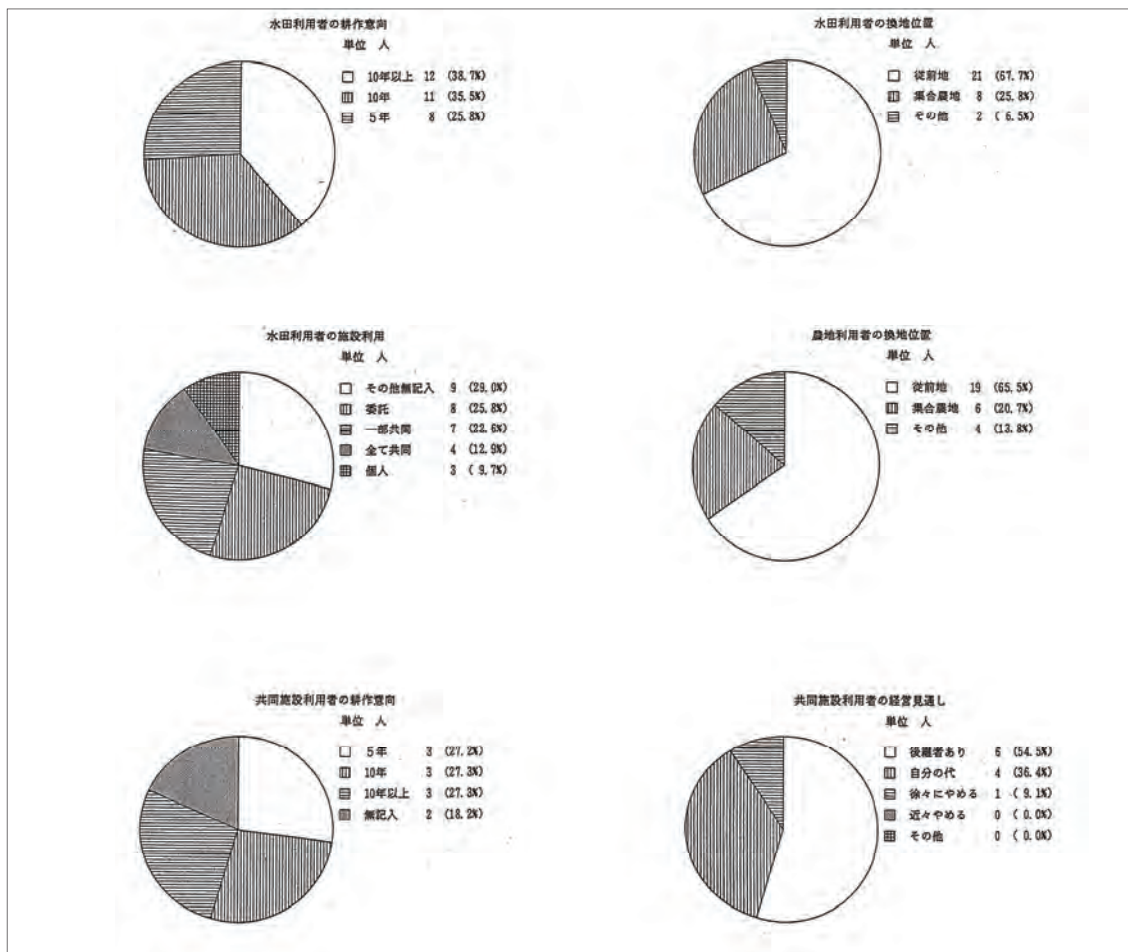
平成3年3月8日、仙台港背後地農家経営対策会議が開催される。出席者は生産組合長（8組合）、仙台市農業協同組合、県国際港都市整備課である。

議題は、

- ① 農家実態調査結果（平成2年9月）について
（調査主体：仙台市農業共同組合）
- ② 農地利用計画について
- ③ 施設の移転計画について

であり、この会議で集約農地について議論された。農家実態調査結果の概要は以下のとおりである。





●ピックアップ・ニュース

11月16日

- ・ 仙塩広域都市計画仙台港背後地土地地区画整理事業都市計画決定

12月15日

- ・ 背後地ニュース第1号発刊

1月27日

- ・ 仙台港背後地現地事務所新築（軽量鉄骨造平屋建1棟、延床面積98.75㎡）
所在：仙台市宮城野区中野字葦畔22

平成3年度

- ▶ 土地区画整理事務所を開所し事業推進体制を整備
- ▶ 事業計画が決定され、正式に土地区画整理事業がスタート
- ▶ 土地区画整理審議会委員選挙が行われ、第1回審議会開催

《事業内容》

平成3年度は、約3億円の事業費を執行。進捗率（累計）は約0.6%であった。

この年、仙台港背後地土地区画整理事務所を開所し、事業推進体制を整備するとともに本格的事業を開始した。



一筆地測量（立会い）

主な事業内容は、測量（一筆地測量、確定測量）、換地設計準備、土質調査、土地区画整理審議会選挙準備等であり、10月から施行地区内の一筆地測量が開始された。

《組織体制》

仙台港背後地土地区画整理事務所開所（県8人・市8人、総務課・総務係、事業推進係、区画整理課・換地係による2課3係、16人体制）

《事業計画》

事業計画の縦覧を4月12日から25日に実施、5月7日には19名（4件）から事業計画に対する以下の要旨の意見書の提出がなされる。

【意見書の要旨】

1. 減歩率を平均20%にすること。
2. 移転する住宅地区の突出部をなくすこと。（国道45号側）
3. 宅地高は、国道45号の高さを基準として造成すること。
4. 神社、墓地跡は宅地以外に利用すること。
5. 神社、墓地の移転面積は、現有面積を確保すること。
6. 移転費は、再築価格を補償すること。
7. 住宅地は、南向きにすること。
8. 住宅地すべてについて、南面に道路を設置すること。
9. 保留地の処分価格が安すぎる。（高くし減歩率をさげて欲しい）
10. 説明会では具体的な説明を願いたい。
11. 区画整理区域の根拠を明示してもらいたい。
12. 高压線下の処理について具体的に説明してもらいたい。
13. 区画整理事業の設計図は、最近時の現況図を使ってほしい。

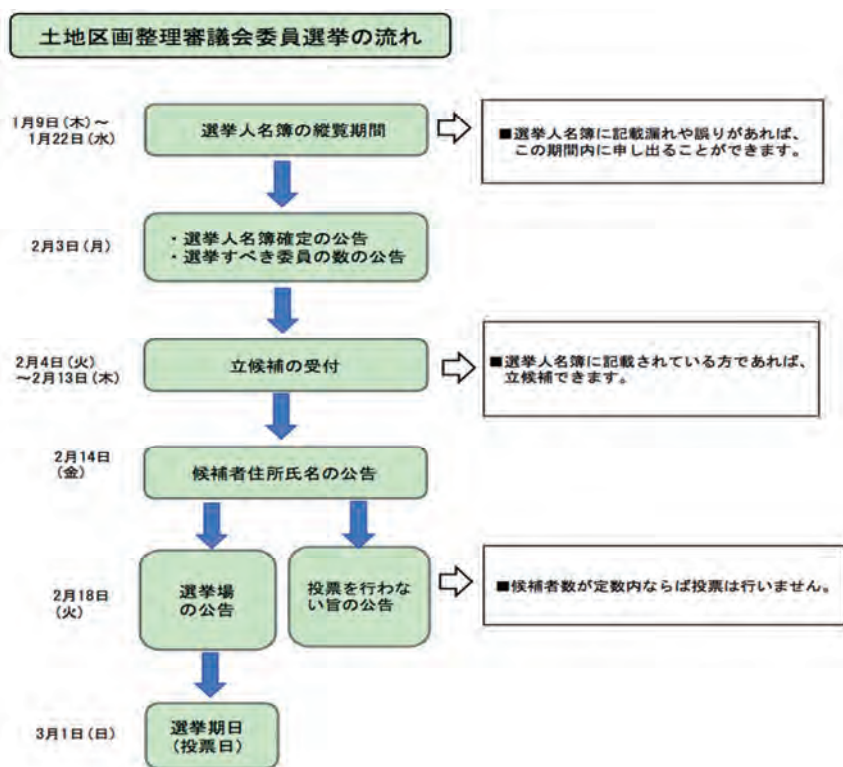
このため、土地区画整理法 55 条第 3 項（以下「法」という。）の規定に従い、6 月 18 日第 90 回宮城県都市計画地方審議会に付議、審議会は内容を審査し不採択と決定し、法第 55 条第 4 項の規定により 6 月 27 日、意見書提出者に「意見書に係る都市計画地方審議会の議決結果について」通知を行った。

7 月 9 日には、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の設計の概要（以下「事業計画書」という）について建設大臣が認可、同年 7 月 23 日に事業計画が決定された（宮城県告示第 903 号）。

また、宮城県規則第 45 号により「仙塩広域都市計画仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の施行期日を定める規則」が公布され本事業は正式にスタートした。

《土地区画整理審議会》

土地区画整理法第 58 条及び仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の規定により、平成 4 年 3 月 1 日、審議会委員の選挙を実施。3 月 7 日に宮城県知事出席のもと、辞令交付式が行われ、引き続き第 1 回土地区画整理審議会が開催された。審議会選挙の流れは以下のとおりである。



審議会委員選挙 (H4. 3. 1)

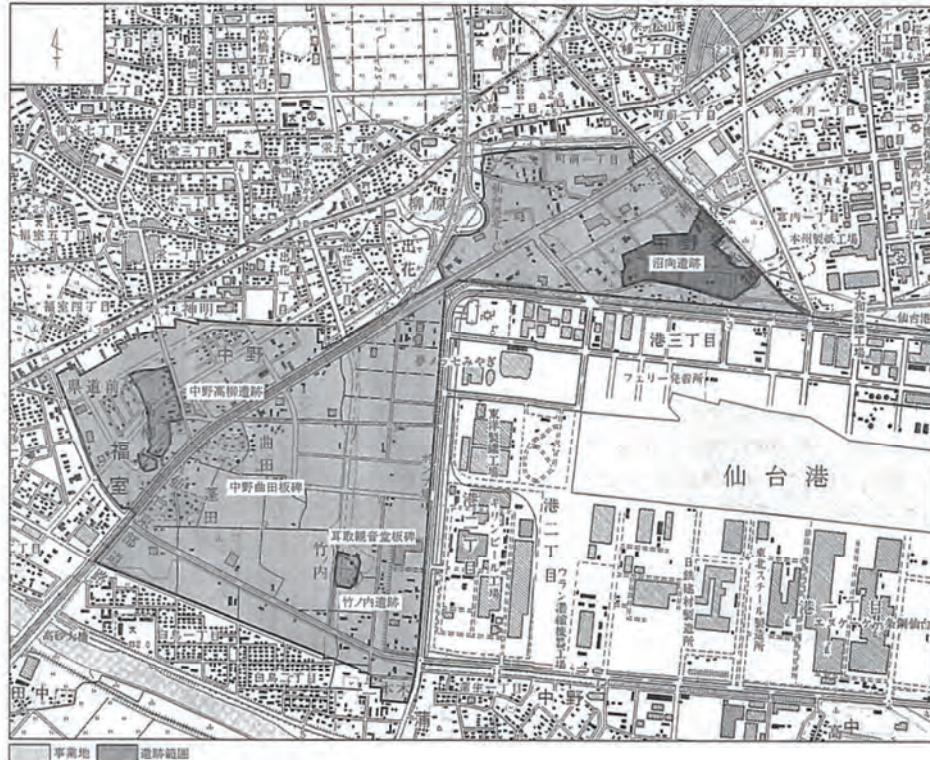


第 1 回土地区画整理審議会 (H4. 3. 7)

《文化財調査》

10月から高柳A・B、沼向遺跡の確認調査を開始。

事業地内遺跡分布図



●ピックアップ・ニュース

4月12日から4月25日まで

- ・ 事業計画の縦覧期間（場所：宮城県庁、縦覧者 64人）

4月12日から5月9日まで

- ・ 事業計画の意見書提出期間（意見書提出者：19名、4件）

7月9日

- ・ 事業計画認可（建設大臣）

7月23日

- ・ 事業計画決定（宮城県知事）

3月1日

- ・ 土地区画整理審議会委員選挙実施。土地所有者 15人、借地者 1人、宮城県知事から選任された4人の学識経験者の総勢 20人の委員が選出（任期 5年）

3月7日

- ・ 第1回土地区画整理審議会

3月

- ・ 10月から進められていた一筆地測量が完了

平成4年度

- ▶ 第1回評価委員会を開催
- ▶ 地権者に「基準地積」を通知
- ▶ 営農者の意向により集約農地の位置を決定

《事業内容》

平成4年度は、約5億3千万円の事業費を執行し、進捗率は約1.4%であった。

主な事業内容は、仮換地指定に向け、換地設計、実施設計、実施計画書等の作成業務であり、昨年度実施した一筆地測量の成果に基づき、8月20日に各地権者あてに「基準地積」を通知するとともに、評価委員会及び土地区画整理審議会を開催し、「土地評価基準」「換地設計基準」の諮問・答申を行う。いよいよ換地設計に向け歩み出した。

《組織体制》

予想される業務量の増加と業務の細分化を見越して、事務所区画整理課内に「工事係」が新設され、職員も16人から21人に増員された。

《土地利用》

9月7日、生産組合長（11組合）、仙台市農業協同組合、高砂土地改良区、県による仙台港背後地における営農対策会議を開催。農地（水田）の集約にあたり、農地の現状及び各農家の農業経営に係る意向を把握する必要があるため、アンケート調査の内容について協議を行い、17日から各農家に対する土地利用調査を実施した。なお、調査書の回収は各生産組合長に依頼した。12月4日、営農対策会議において、土地利用調査（アンケート）結果の説明と水田の集約換地（案）についての説明を行う。アンケートの結果から事業施行面積の約28%（面積約72.9ha）が水田であることが確認された。なお、アンケート結果の概要は次のとおりである。

アンケート結果を踏まえ、集約農地の方針を決定するため、水田の集約換地位置を示しながら個別面談による意思確認調査（営農者の土地利用意向調査）を実施、調査対象者は166人、調査方法は、電話、来所、個別訪問とした。来所による確認は平成5年2月12日から24日まで行われた。

個別意思確認調査の結果、集約農地（水田）の位置は、流通業務地区の33、40街区と32街区の一部、工業地区は19街区の一部に決定した。



営農者の土地利用意向調査会場の様子

▼H4年9月～10月 営農アンケートの調査結果

営農アンケート調査の集計結果について

施行地区内にある農地とりわけ水田の換地については、農地をお持ちの方々の意向を十分に踏まえながら検討すべき、重要な課題のひとつとなっています。地区内の農業経営については、過去にも2回調査を行いました。但、収換地指定を平成5年度中に予定している現時点で、あらためて調査を実施しました。ご協力いただいた皆様に深く御礼申し上げますと共に、集計の結果についてご報告いたします。

***** 調査の概要 *****

調査期間：平成4年9月～10月 調査対象者：農地所有者 248人
回収率：100%（一部聞き取り調査を含む）

***** 集計の結果 *****

設問1
土地の用途について

調査対象となった248人の方々が所持する土地について、現況の地目と面積をお尋ねしました。そのうち農地の面積の集計結果は次のとおりとなり、事業の施行面積約257.1haのうち、約33%が農地であることが確認されました。

水田：約72.9ha
↓
事業施行面積約28%

畑：約12.7ha
↓
事業施行面積約5%

設問2-1
将来の水田耕作の意向について

※ 対象者188人とは、調査対象者248人の中の農地所有者人数です。これは、農地所有者の人数と重複しては行いません。

設問2-2
将来の畑の耕作意向について

※ 対象者85人とは、調査対象者248人の中の畑所有者の人数です。これは、畑所有者の人数と重複しては行いません。

設問3-1
水田の集約換地について

設問4
水田の集約換地について

設問6
農地の集約について

設問3-2
畑の集約について

設問5
水田の盛土について

設問7
将来の土地利用について

全体的に見て、今回のアンケート調査で次のような事が分かりました。

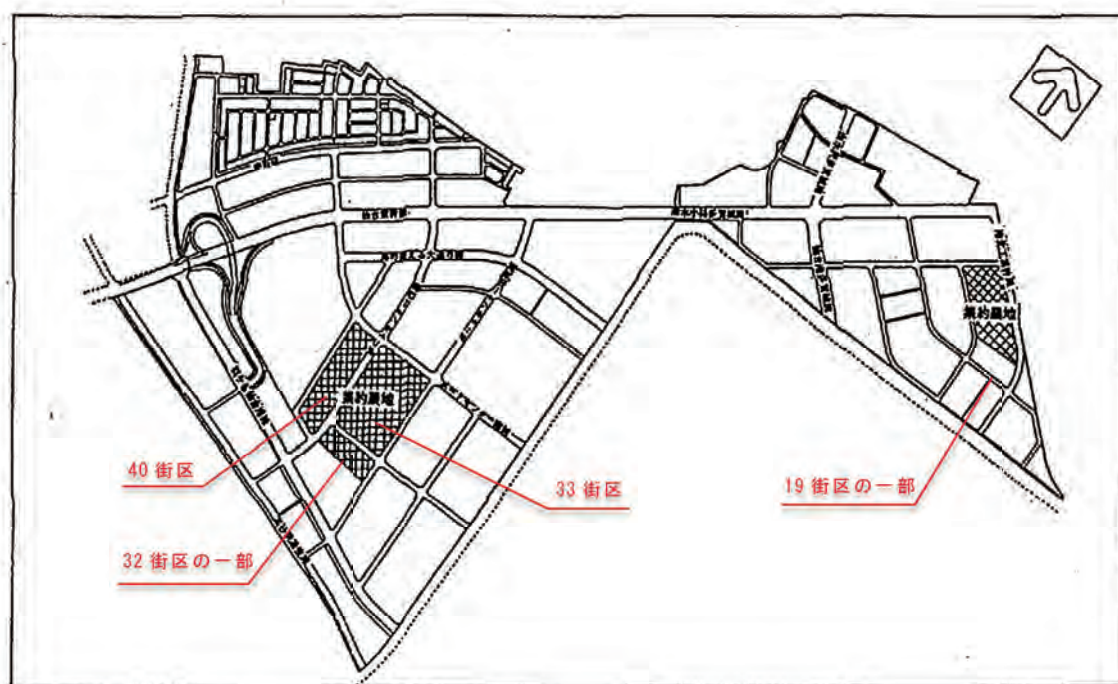
- ① 地区内での営農者・農地は、今後減少する傾向にある。
- ② 水田の集約換地・盛土については、大部分の方々がすべきた、あるいはしてもよいと考えている。
- ③ 農業をやめた場合の農地等の活用方法を皆さん検討されている。

このようなアンケートの結果を踏まえて、皆様のご意向にそって考えて見ると、「水田を集約して換地し、将来の土地利用も考えて盛土すること」が望ましいと言えそうです。

そこで今後は集約農地の位置や用水計画、盛土の手法などについて皆様とご相談しながら作業を進めたいと考えておりますので、その際にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

背後地ニュース/第11号より

2-20



集約農地の位置図

《文化財調査》

高柳 A・B、沼向遺跡の確認調査を実施。

●ピックアップ・ニュース

6月2日

- ・ 第3回土地区画整理審議会で評価員※ 5人選任案同意（7月7日知事により正式に選任へ）

※ 評価員

土地区画整理法により、都道府県知事は、土地や借地権などを適正に評価できる評価員を3人以上審議会の同意を得て選任しなければならないと定められており、7月7日宮城県知事により正式に評価員が5人選任された。

7月7日

- ・ 第1回評価員会を開催

8月20日

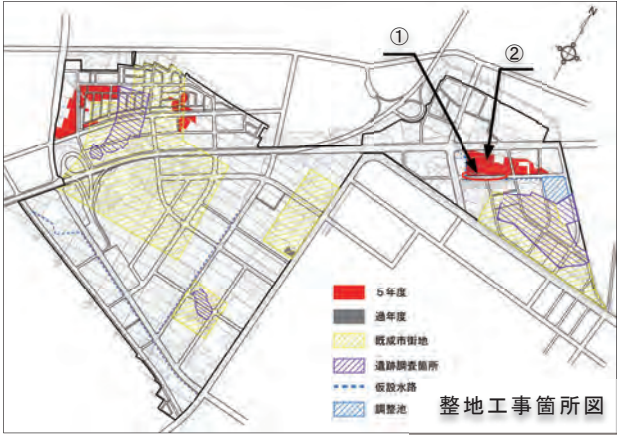
- ・ 各地権者あてに「基準地積」を通知

平成5年度

- ▶ 起工承諾による道路・整地工事に着手
- ▶ 事業計画第1回変更を決定
- ▶ 仮換地の個別説明会を開催し、第1回仮換地指定（住宅地区）を実施

《事業内容》

平成5年度は約6億円の事業費を執行し、進捗率は約2.4%であった。
 9月には造成工事の一部に着手。仮換地指定の個別説明会終了後における年度内本格工事着手のため、「区画整理事業に伴う工事への協力について」の説明会を同年10月、11月の2回開催し、事業促進を目的とした起工承諾の依頼を行い、農地の整地工事及び道路築造工事を平成6年1月から着手した。
 平成5年度予算における、整地工事面積は約9.4ha、道路築造工事は約2.2kmである。その他、実施設計に伴う事業計画変更案についての業務に着手した。



① 区画道路 18-1 道路築造工事



② 16 街区 整地工事

《組織体制》

事業の本格化に合わせて、これまでであった事業推進係を補償係に名称を変更するとともに、事務所職員数も 24 人に増員し、2 課 4 系の体制とした。

《事業計画変更》

平成 5 年 9 月には、4 日間をかけ仙台市及び多賀城市の用途市域、特別用途地域、高度地区、準防火地域の都市計画変更案について説明会を開催。同年 10 月 26 日から 11 月 9 日の縦覧をへて、同年 12 月 14 日に仙塩広域都市計画事業用途地域変更が決定される（宮城県告示第 1314 号）。その後、事業計画について住宅地区の日照条件を考慮し、区画道路の向きを極力南北方向に近づける変更やセンター地区の土地利用計画や交通処理を勘案しての区画道路の変更が生じたため、第 1 回の事業計画変更案を策定し、同年 12 月 14 日から 28 日まで事業計画変更案の縦覧を行う。平成 6 年 2 月 4 日付けで建設省の認可を受け、同年 2 月 18 日に事業計画変更決定の告示を行う。

【事業計画（第 1 回）変更の概要】

（1） 施行地区の区域表示の変更

住居表示変更（平成 4 年 7 月 6 日、平成 5 年 1 月 22 日）の実施により区域の名称を変更する。

（2） 設計の概要の変更

- ① 住宅地区における日照条件を考慮し、区画道路の向きを極力南北に近づける変更を行うとともに、特殊道路の位置及び緑地の形状を変更する。
- ② センター地区の土地利用計画及び交通処理を勘案し、12m の区画道路の位置を変更する。また、1 号公園西側に特殊道路を配置する。
- ③ 仙台港 IC 交差点の交通流動を勘案し、対面の 12m 道路に右折レーンを設ける。
- ④ 仙台市流域関連公共下水道福室 1 号雨水幹線ルートの変更に伴い、特殊道路及び 3 号公園の形状を変更する。
- ⑤ 総合公園の都市計画決定に伴い、その形状を一部変更する。

(3) 資金計画の変更

経年的な事業費の変動及び関係機関との調整により、総事業費を約 19 億円増額。

- ・変更前：総事業費約 371.0 億円
- ・変更後：総事業費約 389.6 億円（約 19 億円の増）

事業計画変更手続きのスケジュール

(1) 事業計画変更案の縦覧の公告

平成 5 年 12 月 14 日（宮城県告示第 1320 号）

(2) 事業計画変更案の縦覧

縦覧期間：平成 5 年 12 月 14 日から同年 12 月 28 日まで（縦覧者 1 人）

(3) 意見書の提出

意見書提出期間：平成 5 年 12 月 14 日から平成 6 年 1 月 11 日まで（意見書の提出なし）

《仮換地指定》

11 月には、土地区画整理審議会へ換地設計の諮問を 8 回にわたり説明を行う。同年 12 月 2 日、第 19 回土地区画整理審議会において換地設計の答申を受け、同年 12 月 13 日から平成 6 年 1 月 19 日まで「仮換地の個別説明会」を開催。同年 3 月 22 日に第 21 回土地区画整理審議会の答申を受け、同年 3 月 31 日に第 1 回仮換地指定が行われる。



仮換地指定範囲図

《文化財調査》

高柳 A・B、沼向遺跡の確認調査を実施。



高柳遺跡の調査箇所

●ピックアップ・ニュース

5月19日

- ・ 土地区画整理事業に関する事業の円滑な推進を図るため、相談窓口を開設
日時：月2回 第1、3水曜日（休日の場合は翌日）
午前9時30分から午後4時まで
場所：現地事務所（仙台市宮城野区中野字葦畔22）

9月

- ・ 地区内の一部で工事着工

11月19日

- ・ 実施計画書の承認

12月

- ・ 仙塩広域都市計画事業用途地域変更決定

12月～1月

- ・ 仮換地の個別説明会

2月

- ・ 第1回事業計画変更

3月

- ・ センター地区基本構想策定

3月31日

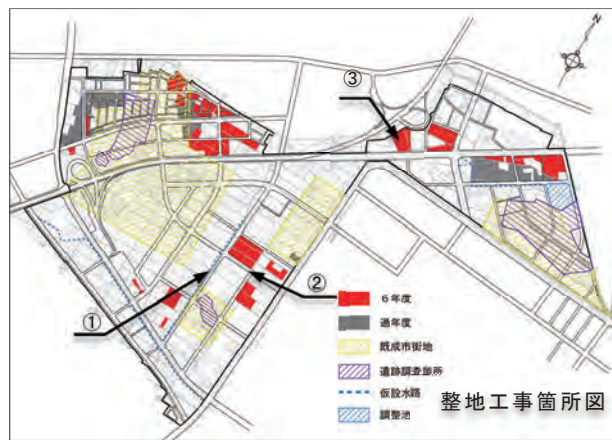
- ・ 第1回仮換地指定通知（住宅地と一部流通業務地区）

平成6年度

- ▶ 仮換地指定が概ね終了（指定率約85%）
- ▶ 仙台港背後地地区計画が制定
- ▶ 文化財調査現地事務所が開設され、発掘調査開始

《事業内容》

平成6年度は約13億8千万円の事業費を執行し、進捗率は約4.6%であった。仮換地指定に伴い、整地工事及び道路築造工事を本格的に着手した。また、文化財調査現地事務所もこの年に新築される。当該地区の土地利用の現況は農地の占める割合が55%と高いが、住宅地は既存の3つの集落に分布し、業務系用地として大規模な敷地を有する運輸、倉庫、自動車関連の業種が幹線道路沿いを中心に点在している。これら施設の移転先の整備を目的に農地を先行的に造成する方針としたが、居住環境及び営業活動に支障がない区域での工事は施工箇所が点在するものとなる。農地の造成は保水機能の低下が懸念されることから、雨水対策として大型仮設水路、防災調整池等の工事もこの年に着手した。整地工事面積は約24.0ha、道路築造工事は約5.1kmである。



①仮設水路工事



②ポートセンター南線 道路築造工事



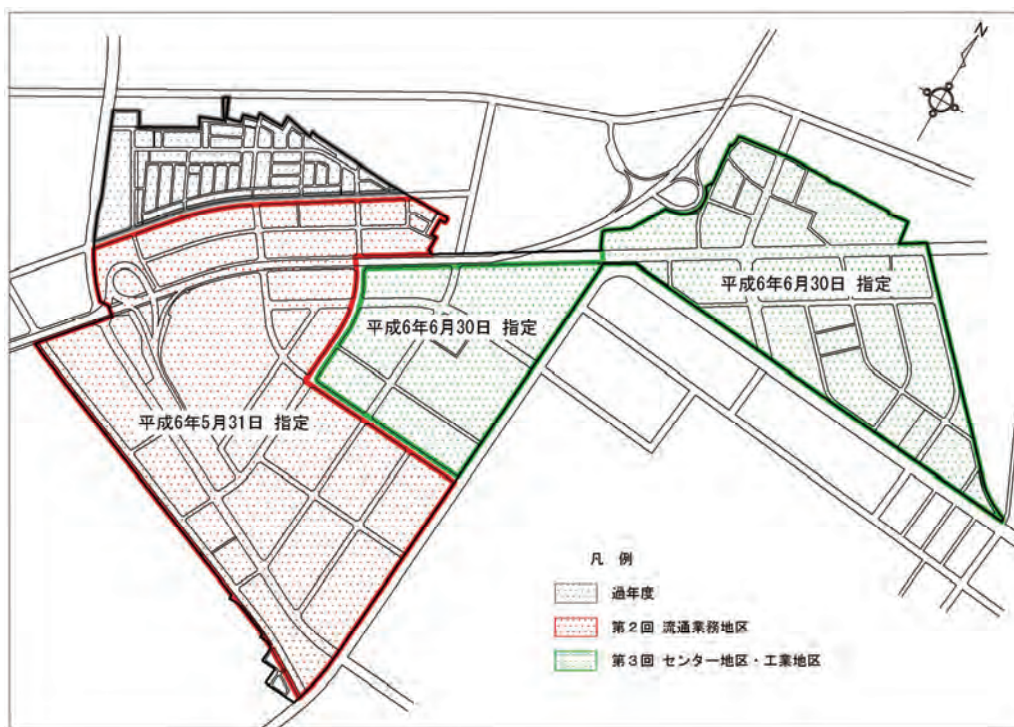
③1街区 整地工事

《仮換地指定》

昨年度の第1回仮換地指定に引き続き、5月31日には流通業務地区、6月30日には工業地区及びセンター地区の仮換地指定がそれぞれ通知される。6月末時点での仮換地指定率は約85%※となり、宮城県及び仙台市等の公的機関が所有している土地や所有者が現地点で確知できない土地を除き仮換地指定通知が概ね完了する。

また、8月23日には地区計画が決定され、地区ごとの街づくりのルールが整備される。この年仮換地指定に対する建設大臣への審査請求が12件提起されたが、平成13年度までに全ての裁決が完了している。

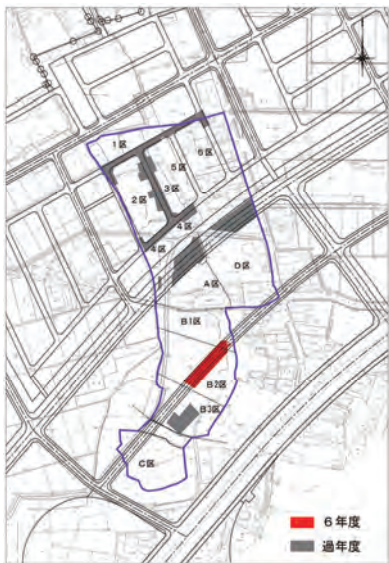
※ 平成6年度における総画地数 897 画地による。所有権移転及び抵当権設定等の権利変動による画地分割により総画地数は常に変動する



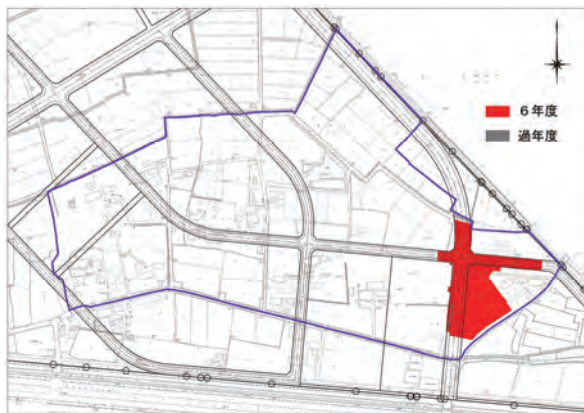
平成6年度の仮換地指定範囲

《文化財調査》

中野高柳遺跡は約 0.11ha の発掘調査を実施。沼向遺跡は約 0.44ha の発掘調査を実施。



高柳遺跡の調査箇所



沼向遺跡の調査箇所



雷神社向かいに新築された文化財調査現地事務所

●ピックアップ・ニュース

5月31日

- ・ 第2回仮換地指定を通知（流通業務地区）

6月30日

- ・ 第3回仮換地指定を通知（工業地区、センター地区）。6月末には地権者の協力により仮換地指定がおおむね終了

8月23日

- ・ 仙台港背後地の地区計画決定

平成7年度

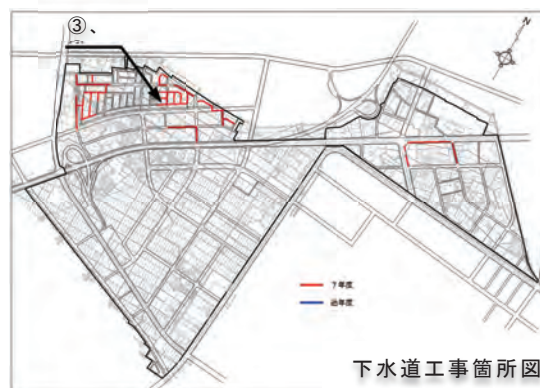
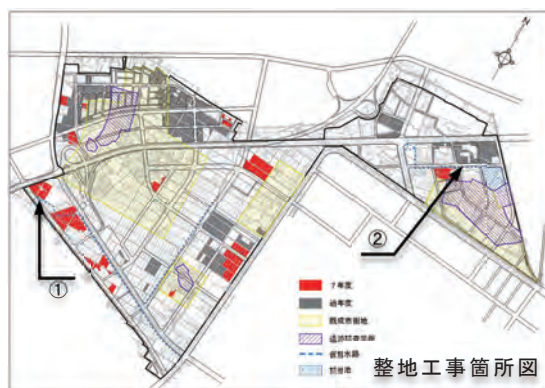
- ▶ 平成9年度使用収益開始を目指し、ライフライン工事に着手
- ▶ 建物移転が始まる
- ▶ 企業への進出意向調査を実施

「事業内容」

平成7年度は約27億4千万円の事業費を執行し、進捗率は約8.9%であった。

整地工事や道路築造工事のほか、7月には住宅地区、流通業務地区、工業地区の一部において上下水道、ガス布設工事も開始された。整地工事面積は約12.5ha、上水道布設延長約3.6km、下水道（雨水・汚水）布設延長は約7.2kmである。

このほか、2戸（本体ベース）の建物移転に着手、土地利用計画に基づく移転工事が始まる。



①48街区 整地工事



②仮設水路工事



③区画道路 6-25 下水道工事(雨水)



④区画道路 6-25 下水道工事(汚水)

《土地利用》

仙台港背後地に対する企業の関心度や進出の意向を把握するため「仙台港背後地整備関連企業等意向調査」を実施した。調査対象事業所は宮城県、山形県、福島県の比較的大規模な事業所 1,160 社とし、対象業種は製造業、運輸業、倉庫業、卸売業、小売業の 5 業種とした。有効回収数は 329 社、回収率は約 29%であった。

主な回答内容は、本事業の認知度は約 62%、進出意向は約 38%、必要な敷地規模は 5,000 m²以上が約 59%、敷地確保の方法は約 79%が土地の購入を希望している結果であった。

事業の認知度 (SA)

○土地区画整理事業区域への進出意向(SA)

土地区画整理事業区域への進出意向(SA)	回答数	(%)	累積
1. 進出を積極的に考えたい	19	5.8	126事業所 (38.3%)
2. 具体化をまって進出について検討したい	19	5.8	
3. 進出する可能性もなくはない	88	26.7	
4. 考えはない、又は、あまり関心がない	182	55.3	
回答事業所計	308	—	
・未回答	21	6.4	
回収事業所数	329	100.0	

○新規施設の敷地規模(SA)

新規施設の敷地規模(SA)	進出意向(SA)		進出を積極的に考える		具体化をまっして進出を検討		中間計		可能性もなくはない		進出可能性がある事業所計	
	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]
1. 1,000㎡未満	1	—	1	5.6	1	2.9	5	6.4	6	5.3	17	15.0
2. 1,000～3,000㎡未満	7	41.1	4	22.2	11	31.4	12	15.4	23	20.4	35	31.0
3. 3,000～5,000㎡未満	6	35.3	2	11.1	8	22.9	27	34.6	35	31.0	24	21.2
4. 5,000～10,000㎡未満	2	11.8	7	38.8	9	25.7	15	19.2	24	21.2	8	7.1
5. 10,000～30,000㎡未満	1	5.9	1	5.6	2	5.7	6	7.7	8	7.1	—	—
6. 30,000㎡以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	100.0	18	100.0	35	100.0	78	100.0	113	100.0	—	—
・未回答	2	—	1	—	3	—	10	—	13	—	—	—
進出の可能性ある事業所計	19	—	19	—	38	—	88	—	126	—	—	—

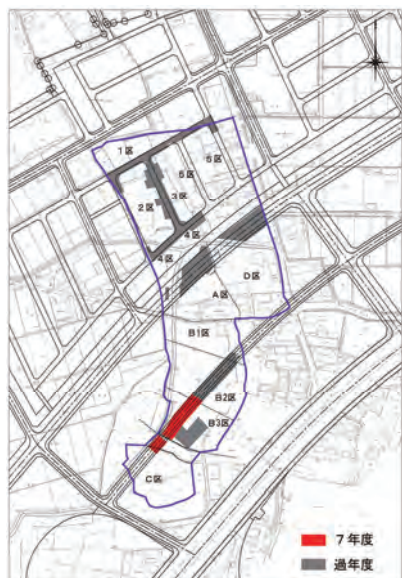
(59.3%)

○敷地確保の方法(SA)

敷地確保の方法(SA)	進出意向(SA)		進出を積極的に考える		具体化をまっして進出を検討		可能性もなくはない		進出の可能性ある事業所計	
	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]	回数	[%]
1. 購入	15	88.2	16	88.9	57	75.0	88	79.3	—	—
2. 借地	2	11.8	2	11.1	19	25.0	23	20.7	—	—
計	17	100.0	18	100.0	76	100.0	111	100.0	—	—
・未回答	2	—	1	—	12	—	15	—	—	—
進出の可能性ある事業所計	19	—	19	—	88	—	126	—	—	—

《文化財調査》

中野高柳遺跡約0.20haの発掘調査を実施。沼向遺跡約0.44haの発掘調査を実施。



高柳遺跡の調査箇所



沼向遺跡の調査箇所

●ピックアップ・ニュース

10月6日

- ・みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）開館

